

大人の油断が事故を呼ぶ

水と花火を安全に

夏になると、昼間は水泳、夜は花火を楽しむお子さんも多いことでしょう。

どちらも夏とは切っても切れない縁のあるものですが、ちょっと親が

油断をすると事故につながるということを忘れないでください。

子供たちに夏を楽しく安全に過ごさせるために、保護者や大人はどうすればよいかを考えてみましょう。

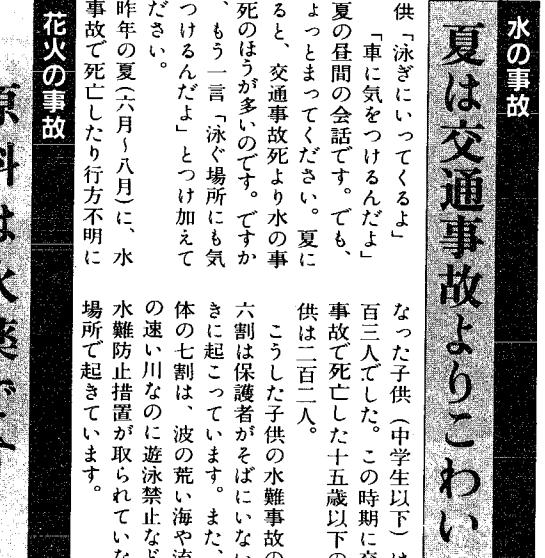
夏の夜、庭先での花火は蒸し暑さを一瞬忘れさせてくれるものです。しかし、家庭で手軽に扱っている花火も原料は「火薬」。ちょっと間違った扱い方をすれば火事やけがなど思わぬ事故を起こします。

花火で遊ぶときは必ず次のことに注意しましょう。

空を飛んだり、火花が吹き出

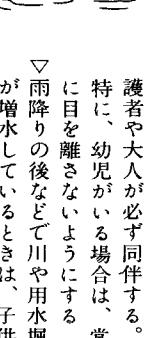
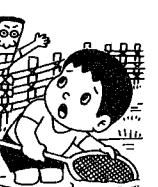
す花火で遊ぶときは、広い場所を選んでやりましょう。住宅の

原 料 は 火 薬 で す



夏は交通事故よりこわい

水の事故



大人の注意力が

事故を防ぐ

子供だけが花火をしていても、万一千紙くずに火が燃え移つても、適切な措置がとれなかつたり、服に火が着いてやけどをすることがあります。花火をするときには必ず大人が付き添いましょう。

大人も一緒に

花火をやめましょう。

4 近くに水の入ったバケツを置く

花火に火をつける前には必ず水をはったバケツを用意し、燃えた花火やマッチは必ず水をかけなければ直ちに消すことができます。

花火の燃えがらを確実に消すには水が一番です。そのためには水をはったバケツを用意し、燃えた花火やマッチは必ず水をかけなければ直ちに消すことができます。

昭和六十年第一回臨時会が五月十四日、会期を一日限りとして開かれました。(以下審議の概要)

◎報告第二号 専決処分の承認を求める件(昭和五十九年度一般会計補正予算第八号)

算の専決二件、条例改正の専決二件、契約一件の計五件でそれぞれ次のとおり決まりました。(以下審議の概要)

◎報告第三号 専決処分の承認を求める件(全会一致)

老人保健特別会計の医療費不足を補てんするため一般会計から予算を繰入れたもので、繰入金二二〇万円のほか支払基金交付金六八万六千円を追加し、総額を一億六、一九八万六千円としたものです。

(原案承認・全会一致)

対策事業負担金減その他で七五万四千円を追加し、総額を一億二三八万円とするものです。この財源として自動車取得税交付金一二〇万六千円、預金利子六四万円、また予備費四〇万円を充当しました。

(原案承認・全会一致)

◎報告第四号 専決処分の承認を求める件(月潟村税条例の一部改正)

この条例改正は国の地方税法の改正に伴うもので、県民税七〇〇円(現行五〇〇円)村民税一、五〇〇円(同一、〇〇〇円)に改正になります。また所得割についても併せて改正になっています。

(原案承認・全会一致)

◎報告第五号 専決処分の承認を求める件(月潟村国民健康保険法の改正に伴うもので、県民

税七〇〇円(現行五〇〇円)村民税一、五〇〇円(同一、〇〇〇円)に改正になります。また所得割についても併せて改正になっています。

(原案承認・全会一致)

◎報告第六号 専決処分の承認を求める件(月潟村税条例の一部改正)

この条例改正は國の地方税法の改正に伴うもので、県民

税七〇〇円(現行五〇〇円)村民税一、五〇〇円(同一、〇〇〇円)に改正になります。また所得割についても併せて改正になっています。

(原案承認・全会一致)

◎議案第二五号 月潟村簡易水道第二次拡張事業浄水設備改良工事請負契約の締結について

本件は浄水場拡張工事に伴う機械・ポンプ設備等工事の請負契約を結ぶために議会の議決を求めるもので、新潟市

の新潟企業株式会社との間で六、八〇〇万円で請負契約を結ぶものです。

(原案可決・全会一致)

※参考 工事又は製造の請負契約は予定価格三、〇〇〇万

本件は浄水場拡張工事に伴う機械・ポンプ設備等工事の請負契約を結ぶために議会の議決を求めるもので、新潟市

の新潟企業株式会社との間で六、八〇〇万円で請負契約を結ぶものです。

(原案可決・全会一致)

力株巻営業所長



磁調理器



防犯灯を寄贈

「月寿荘」に電磁調理器も

東北電力

円以上、財産の取得又は処分をするときは予定価格七〇〇万円(土地の場合は五、〇〇〇万円以上のものに係るもの)を(六割軽減)、また二六〇万円に世帯主を除く被保険者の方のうち総所得額が二六万円に満たない場合は税額の六割を(六割軽減)、また二六〇万円に世帯主を除く被保険者一人当たり一九万円を算出した額に総所得額が満たない場合(例一四人世帯では八三万円)は四割を減額(四割軽減)することになりますが、今回回の改正で四割軽減の場合の加算額一九万円が一九万五千円になつたものです。

(原案承認・全会一致)

国民健康保険税は、低所得の方のうち総所得額が二六万円に満たない場合は税額の六割を(六割軽減)、また二六〇万円に世帯主を除く被保険者一人当たり一九万円を算出した額に総所得額が満たない場合(例一四人世帯では八三万円)は四割を減額(四割軽減)することになりますが、今回回の改正で四割軽減の場合の加算額一九万円が一九万五千円になつたものです。

(原